

企画競争実施の公示

令和6年6月21日
観光庁参事官（産業競争力強化） 本村 龍平

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 「観光施設における心のバリアフリー認定制度」におけるユニバーサルツーリズム促進に必要なバリアフリー情報の精度向上と旅行者への情報提供の充実に関する検証業務

(2) 業務内容

人口減少が進む我が国で国内旅行市場の拡大を図るためには、高齢者・障がい者等の旅行需要喚起につながるユニバーサルツーリズムの推進が必要不可欠であり、観光庁としても、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」（以下、「認定制度」という。）等により、ユニバーサルツーリズムの促進に努めてきた。今後、更なる促進を図るためには、高齢者・障がい者等が求めるバリアフリー情報と、観光施設が提供するバリアフリー情報のミスマッチを解消し、旅行者が安心して認定制度の認定施設を選べるよう、バリアフリー情報の精度向上や旅行者への情報提供の充実に向けた取組を行う必要がある。

本業務では、高齢者・障がい者等が旅行に行く際に、観光施設のバリアフリー情報の精度向上と旅行者への情報提供の充実を図るために必要な「観光施設に求めるバリアフリー情報の粒度」の検証及び整理を行うことを目的として業務を行う。

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当課等

観光庁参事官（産業競争力強化）（中風、上野）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-8948（内線：27-317）hqt-kanko-bfnintei@ki.mlit.go.jp

(2) 企画競争説明書の交付期間及び方法

令和6年6月21日（金）から令和6年8月1日（木）17時00分

企画競争説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当までメールにて事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限及び方法

令和6年8月1日（木）17時00分、（1）に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

(4) 説明会実施の有無、日時及び場所等

無

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日

までの間は公表することとする。

- ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。